

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3080号)

令和6年6月20日

横情審答申第3080号

令和6年6月20日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年11月29日こ北児第1466号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和3年9月29日付け「照会書」に対する回答の要否や回答の内容を判断した行政文書（起案者、決裁者及び理由を含む。）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和3年9月29日付け「照会書」に対する回答の要否や回答の内容を判断した行政文書（起案者、決裁者及び理由を含む。）」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和3年9月29日付け「照会書」に対する回答の要否や回答の内容を判断した行政文書（起案者、決裁者及び理由を含む。）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年10月26日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 令和3年9月29日付「照会書」（以下「本件照会書」という。）の内容は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第132条の2第1項に規定する「訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項」に該当しないため、同項に基づく照会とは認められず、回答の必要はない。
- (2) 本件照会書に対する回答が不要である旨は、口頭での協議により判断したため、この判断に係る行政文書は、作成も取得もしておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の開示を求める。

(2) 本件照会書は、民事訴訟法第132条の2第1項の規定に基づく提訴予告通知に伴う照会であることを明記しており、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）第3条及び別表第1並びに横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第6条によると、市長決裁事項、副市長専決事項又は局長専決事項のいずれかに該当し、行政文書は作成される。よって、適正な事務処理が行われていれば、行政文書は存在しているはずである。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 児童相談所に係る事務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関である。児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、しつけや不登校等の児童育成上の様々な問題について相談に応じている。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件照会書に対する回答の可否や回答の内容を判断した行政文書（起案者、決裁者及び理由を含む。）である。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件照会書については、関係部署との協議を行い、内容が民事訴訟法第132条の2第1項に規定する「訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項」に該当しないと判断し、回答を行わなかった。当該協議は口頭によるものであったため、文書は作成しておらず、保有していない。

(イ) 審査請求人は、横浜市事務決裁規程第3条及び別表第1並びに横浜市行政文書管理規則第6条によると、行政文書は作成されるはずであると主張しているが、回答していない本件については、行政文書を作成していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

本件照会書への回答の要否を関係部署と口頭で協議し、不要と判断したため行政文書を作成していないという実施機関の説明は不自然とはいえないし、そのほかに本件審査請求文書の存在を推認させる特段の事情も認められない。

また、横浜市事務決裁規程及び横浜市行政文書管理規則を確認したところ、同規程第3条では決裁事項及び専決事項について定め、同規則第6条では事案についての最終的な意思決定は行政文書によって行うことを定めているが、これら規定も、本件のように回答を要しないと判断し回答しない場合にまで行政文書による決裁を要することを定めているものではない。したがって、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していないという実施機関の説明は、不自然、不合理とは認められない。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 飯島奈津子、委員 板垣勝彦、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年11月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年12月14日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和6年4月18日 (第302回第三部会)	・審議
令和6年5月27日 (第303回第三部会)	・審議